

平成 23 年度の国立市の行政経営方針

平成 22 年 8 月 25 日 市長決定

はじめに （方針の位置付け）

本方針は、経済環境の急激な悪化など激動の時代にあっても、着実に基本構想のまちづくりを進めていくため、平成 23 年度予算編成及び平成 23～27 年度実施計画策定における、「施策ごとの優先順位」、「目指すべき成果水準」、「コスト配分」、「改革・改善の方向性」を示すことにより、限りある財源を有効活用し、最大限の効果を得るために定めるものである。

各施策の担当部課においては、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政経営の実現のため、本方針を踏まえて、予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに事業を展開していくこととする。

1. 国立市の課題

平成 23 年度は、「第四期基本構想・第 2 次基本計画」の初年度に当たり、基本構想の「人間を大切にすまち」として描かれた「くにたちの将来像」の実現に向けて課題解決に取り組んでいかなければならない。

また、「公共」の役割分担を明確にし、協働を模索する中では、その担い手となる市民団体、NPO 等との連携並びに支援を進めるとともに、市職員の「人材育成」も大きな課題である。

一方、我が国の経済は、企業収益の一部に回復の兆しが見られるものの雇用情勢の悪化、賃金水準の低下など大変厳しい状況が続いている。

こうした中、国立市の平成 21 年度決算においても固定資産税の伸びはあったものの、法人市民税や国税・都税に連動する交付金等の減少、特別会計への繰出金、生活保護費・障害者自立支援給付費などの扶助費・繰出金の大幅な伸びなどにより経常収支比率（赤字地方債を分母の歳入にカウントしない場合）の速報値は 102.0%であり、行政運営に必要な「弾力性の確保」が図られていない状況にある。

また、平成 22 年度一般会計当初予算においては、4 億 5 千 700 万円の財政調整基金の取崩し、10 億 800 万円の赤字地方債の発行を計上したことを考慮すると、過去からの様々な行革努力による改善があったものの、真の意味での「収支均衡」にはいまだ遠い状況にある。今後の中期収支見通しにおいても、税源移譲の拡大など根本的な制度改革は必要不可欠であるが、国立市も相当の努力なくしては財政状況の好転が望めない状態にある。

2. 行政評価システムを活用した行政経営

現在全庁を挙げて取り組んでいる行政評価システムの構築により、国立市は市民が誇れる健全なまちづくりと市民に信頼される市役所を目指している（「国立市の行政評価取り組み計画」（平成 19 年 3 月策定））。

全職員が次に掲げる行政評価の目標実現を念頭に置くものとする。

- (1) 目的に沿った議論により重点施策に財を投入する効果的・効率的な事業実施と予算編成を実現する。
- (2) わかりやすく透明性の高い行政運営を実現する。
- (3) 職員一人ひとりの意識と行動様式を変革する。

現段階での行政評価の仕組みは、取組を開始して 5 年目に当たり、行政評価を市政運営の方向付けに活用する体系的な流れを構築しつつある。しかしながら、評価の精度を高めること及び評価結果を改革改善に結び付けることなど、一部において課題が残されており、今後もこれら課題の改善に努めるものとする。

3. 国立市の行政経営の目標と取組の方向

国立市の行政経営における最終目標は、「国立市の基本構想のまちづくりを実現すること」である。そのためには市財政の「弾力性の確保」が不可欠であることから、財政上の当面の目標を、赤字地方債に頼らない「収支均衡」と「経常収支比率の改善」とする。

したがって、全職員は、成果の向上を目指して工夫・努力・見直しが必要との認識に立ち、新たに作成する「（仮称）次世代のための国立市行財政健全化プラン 2015」と今後の行政評価の結果を踏まえ、行政コストを全体として圧縮していくとともに、歳入増を目指すこととする。

4. 平成 23 年度の施策の方向性

平成 23 年度の施策の方向性については、「第四期基本構想・第 2 次基本計画」の施策目標を踏まえることを前提としつつ、前述の「国立市の行政経営の目標と取組の方向」を踏まえ、**成果の向上と維持、及びコストの増加、維持及び抑制**の視点から検討し、以下の 3 つの区分に分類した。なお、**総コストを増加させ成果の向上を目指す施策**を重点施策に位置付ける。

(1) 総コストを増加させ成果の向上を目指す施策（重点施策）

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が
あるべき水準に達していないと考えられ、成果を向上させるため、コストを増
加してでも取り組むべき最優先の分野の施策

(2) 総コストを抑えて成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していないと考えられるため、他の施策に先んじて成果の向上
を目指す施策であるが、施策内の事務事業を再編・整理・見直しすることによ
りコストを抑える分野の施策

(3) 総コストを抑えて成果を維持する施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が一
定水準に達していると考えられるため、成果を維持する施策であるが、施策
内の事務事業を再編・整理・見直しすることによりコストを抑える分野の施策

なお、厳しい財政状況を踏まえ、重点施策のコストの増加分については原則として他の施策でコストを削減し、全体的な財政フレームを調整していくものである。よって、平成 23 年度の予算編成は、施策別枠配分予算によるものとし、施策の重点化を図り、事業の優先順位付けをより明確化した行政経営を目指していく。

5. 各施策の改革・改善の方向

(1) 総コストを増加させ成果の向上を目指す施策

都市農業の推進

宅地化の進行や相続の発生などにより、農地の面積や農業従事者数は減少傾向にある。そのような状況の下、引き続き有機農業の推進やエコファーマーを増やす努力をしていく必要がある。

また、消費者が近いというメリットをいかして、積極的に「国立野菜」としてのブランド化を進め、認知度を高めるイベントの実施などの対応した取組を進める。

さらに、生き生き都市農業推進事業を着実に進めていくためのPRや観光という視点も取り入れたパンフレットの作成を行う。

子どもたちに対しては、給食への「国立野菜」の供給や農産物の生産体験活動を進めることなどにより、食育との連携を図っていく。

市有財産の管理と有効活用

保育園の耐震化を進めるとともに、庁舎の耐震化に着手する。その他公共施設についても、国立市耐震改修促進計画に基づき、耐震化を進めていく。また、遊休土地も含めた市有財産の将来にわたる活用について検討する。

都市基盤の整備

市ではこれまで着実に都市基盤の整備に取り組んできたが、中央線の高架化事業が進展し、また、南部地域における主要な道路軸が整備されつつある今、新たな都市生活基盤整備を行うという課題に直面している。

国立駅周辺のまちづくりについては、「国立駅周辺まちづくり基本計画」に基づいて、住民・地権者との合意形成を図りながら整備を進めていく。

また、南部地域については、「国立市南部地域整備基本計画」(平成22年度策定予定)に基づいて、豊かなみどりと土、水、風をいかした将来の土地利用を考慮しつつ、土地区画整理等による面的整備とともに立地特性をいかした地域整備を行っていく。

水とみどりをはぐくむまち

かけがえのない水環境の保全とみどりの確保に向けて、地域に合った事業に取り組んでいくこととする。そのためには、水路の整備、湧水や民有地の豊かなみどりの維持・保全、公共施設の緑化、減少傾向にある農地の保全(都市農業の推進)など、自然環境の保全の取組を推進する。また、一定規模以上の建物を建築する際の緑化の推進なども検討し、庁内関係部門が連携して、水とみどりが持続するためのきめ細かな取組と啓発を行う。

(2) 総コストを抑えて成果の向上を目指す施策

子育て・子育てのしやすい環境づくりの推進

引き続き、「子ども総合計画」の実現に向けた取組を進める。また、幼保一元化への対応、ショートステイの実施やトワイライトステイの検討など、多様な子育て環境の整備に努めるとともに、子どもや親の交流機会の促進を図るなど、地域で安心して子育てができるよう取り組んでいくとともに、老朽化した施設の改修や環境の改善などを適宜実施していく。

義務教育の充実

特別支援教育やいじめ・不登校対策など、直面する教育課題の解決に向けて全力を挙げて取り組んでいく。小中学校の施設については、引き続き施設改善の推進を図っていく。また、全教員が参加できる研修を継続し、研修への参加を推進する。

地域福祉活動の推進

市民の特性に応じた福祉を軸とした支え合いのシステムづくりの推進に着手し、安心して暮らせるまちを目指していく。また、平成 23 年度からの「第四次地域保健福祉計画」の事業を着実に推進していく。

高齢者の自立の支援

介護予防事業の推進、市民の特性に応じた地域による支え合いのシステムづくりに着手する。また、よりきめ細かな相談に対応していくため、地域包括支援センター増設の取組など、高齢者の自立支援を引き続き推進する。また、福祉・保健・医療の連携による地域ケア体制を整えるための仕組み等を検討していく。さらに、平成 23 年度からの「第四次地域保健福祉計画」の事業を着実に推進していく。

しょうがいしゃの自立の支援

市はしょうがいしゃの使えるホームヘルプ「地域参加型介護サポート事業」など独自の事業を展開しており、しょうがいしゃの自立支援を更に推進するため、引き続きヘルパーの確保と育成に取り組んでいく。また、就労支援センターの機能についても強化を図り、しょうがいしゃの就業率の向上を目指していく。さらに、平成 23 年度からの「第四次地域保健福祉計画」の事業を着実に推進していく。

文化・芸術活動の充実

市内の芸術家や文化人、大学や文化・芸術活動をしている団体等の活動のネットワークを整備するなど、地域に根ざした市民の文化・芸術の創造と活動を支え、より多くの市民に対する文化・芸術に触れる機会と場の提供を引き続き推進し、文化・芸術に親しみやすいまちを目指す。

歴史・文化遺産の保存と活用

郷土文化館の活動においては、複数の市民団体が携わり、伝統文化の継承をしているなど、歴史・文化遺産の保存と活用については一定の成果が上がっている。引き続き、歴史・文化遺産を適切に保存し、活用を図ることで文化の香るまちを目指していく。また、歴史・文化遺産について市民に啓発するとともに、職員や元気高齢者などの市民がまちをガイドできるように人材育成・仕組みづくりに努めていく。

いきいきとした産業のあるまち

清化園跡地への商業施設の誘致等により交流人口の拡大が見込まれている。

まちなみや南部地域の自然を始めとする国立市の魅力や特色を積極的に発信していくとともに、中小企業等振興会議を軸として農商工団体と連携し、産業の振興を図っていく。

さらに、商店街には、地域の文化やコミュニティの拠点としての役割も求められていることから、イベントや活性化事業への支援を行い、魅力・特色ある商店街づくりを推進する。事業資金融資のあっせん、利子補給を引き続き実施するとともに、その効果についても検証を行う。

また、地域の特色に配慮し、生活者の視点に立った企業誘致の促進を図っていく。

安全で便利な移動の確保と交通体系の充実

市民生活に必要な輸送の確保、その他公共交通の利便性の増進を図っていく。このため、公共交通機関と都市計画、道路、教育、福祉など庁内関係部門とが連携し、高齢社会の進行も視野に入れた市内の総合的な交通計画の策定を進める。

また、コミュニティバス「くにっこ」については、運行ルートや運行時間帯の見直しを検討するなど、利用率を高める努力を今後も継続する。

関係機関・団体と連携し、引き続き高齢者や児童を含め交通安全に関する啓発や教育に努める。

生活環境の保全とエコライフの推進

国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例に基づき作成する「環境基本計画」の策定に向け着実に取り組んでいく。また、環境の保全に関して意識啓発をより一層推進し、一人ひとりが環境に配慮した取組を実践してもらうようにモニタリングの導入など事業展開を図る。平成 23 年度からの「第三期地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネ化・緑化の推進など、地域から発信する地球温暖化対策を推進する。

ごみの発生抑制と再資源化の推進

市の「循環型社会形成推進基本計画」では、平成 27 年度に 1 人 1 日当たりのごみ量を、786.9 g にすることを目標値としている。平成 23 年度は、引き続き E P R（拡大生産者責任）を中心としたごみ減量の啓発を行うとともに、事業所に対する

指導をさらに徹底し、目標値の達成を目指す。

また、ごみの発生抑制、排出者責任の履行の観点から、自己処理できないごみの収集・処分については家庭ごみの有料化により循環型社会の形成を目指す。

防災対策の推進と危機管理体制の構築

「国立市総合防災計画」の着実な推進を図っていく。また、平成 20 年 3 月に策定した「国立市耐震改修促進計画」に基づき、市内建築物の耐震化を促進し、災害に強い安全で安心なまちを目指す。さらに、市民にも防災対策に努めていただけるよう啓発と家具転倒防止器具の配布を行っていく。

新型インフルエンザについては、引き続き国・都と連携しながら対策を推進する。

下水道の整備

引き続き、雨水流出抑制の推進と良好な水環境の保全に努める。また、基準外の繰出金があることから、近隣市の水準等を比較考量し、社会情勢を勘案する中で下水道使用料の改定について検討する。

市民参加・協働の推進

積極的な情報公開の下、自治基本条例や市民参加条例の検討など市民とともに政策の優先順位を議論できる仕組みづくりの検討を進め、市民参加の場面を増やして、幅広い市民が活躍できる市政を目指す。

効果的・効率的な行政運営の推進/ 健全な財政運営

平成 22 年度予算編成においては、歳入に約 10 億 800 万円の赤字地方債（臨時財政対策債）を計上せざるを得なかった状況であり、今後も、中央線の高架化事業、国立駅周辺の整備事業、南部地域のまちづくり、施設の老朽化に伴う大規模改修と耐震工事など、大きな支出が見込まれている。

また、特別会計に対する基準外の繰出金では、下水道事業については公債費の高止まりにより受益者負担の見直しが課題であり、国民健康保険においても、赤字繰出金は莫大な額に上るため、事業の見直しとともに保険税の改定についても、引き続き検討していく必要がある。

上記の状況を踏まえ、市の今後の方向性としては、収支の均衡を図りつつ必要な施策を着実に推進することができる財務体質に改善していくこととする。そして、当面の目標を、赤字地方債を借りずに収支均衡を達成すること、経常収支比率を改善することとし、平成 23 年度の財政運営では、赤字地方債の借入れ規模を引き続き抑制することとする。

また、総コストの削減については、事業の優先順位付けによる施策の再構築（ビルドアンドスクラップ）や財源確保の努力による投入一般財源を圧縮していく視点のほか、例えば環境改善・省エネや健康推進の取組が、結果として歳出の削減につ

ながるといった長期的視点に立ち、検討していく。

具体的な施策展開としては、まず歳入面で、税に対する市民理解を深め、徴収率の向上や広告収入等自主財源の確保に努め、また、受益と負担の見直しを行うとともに、企業誘致等まちの活性化に向けた取組を行う。

次に、歳出面としては、引き続き行政評価による行政運営の改革に努める。また、行政評価システムについては、事務事業・施策評価の精度をさらに向上させ、PDCAサイクルの確立に努めることとし、市民を含めた外部評価の仕組みについても導入を図る。

次に、制度面の改革として、高利率の地方債の借換えの実現や地方分権推進・税源移譲など地方財政制度改革に向け、機会を捉えてあるべき方向の発信や国・都への要望をしていく。

(3) 総コストを抑えて成果を維持する施策

多文化共生社会の実現

本来は自助・共助を中心に対応する分野である。

市は、引き続き外国人をサポートするボランティア団体への支援の強化やNPOとの協働により相談体制の充実を図るとともに、窓口における外国人用の申請書等の整備・改善を行い利便性の向上を図る。また、お互いの文化や仕来りなどを理解しあって、交流を促進し、偏見や差別を解消していくために活動する市民を応援する。

地域コミュニティの振興

引き続き、地域で活動する団体と連携して、豊かさや生きがいを実感できる元気なコミュニティづくりを支援する。また、地域ごとのコミュニティの現状について研究を行い、職員の地域担当制のような連携し発展するための仕組みを検討する。

消費生活の安全確保と充実

増加傾向にある悪徳商法や架空請求などの消費者問題への対応を着実に進めていく。また、多重債務者問題においては、窓口での発見・確認から相談対応・滞納整理など、内外の関係各部門の連携が必要となる。庁内においては、生活安定支援会議を通じて横断的な連絡体制を整え、可能な限り情報の共有化を図るとともに、早期に法的対応するための相談事業を充実することで、市民が安心して消費生活を送ることができるまちを目指す。

健康づくりの推進

「元氣なくにたち健康づくり計画」の事業の着実な推進を図り、生活習慣病予防やこころの病の予防、発達障害児などへの取組を進める。また、医療制度改革による各保険者の役割の明確化とともに、市は市民の健康状況を把握して重点化すべきポイントを定め、施策内の事業を再構築する。

生涯学習の推進

引き続き、多様化・高度化する市民の自主的な学びの要求にこたえる場と機会の提供を図る。また、学びの場に様々な年齢層が参加できる環境づくりを進めるとともに、地域での仲間づくりと、自治を支える力を高める学びの充実を図る。さらに、市民が学習成果を社会に還元する仕組みとして市民登録講師制度についても検討を行うとともに、生涯学習計画の策定に着手する。

スポーツ・レクリエーションの推進

少子・高齢社会の中で、市民の健康づくりや地域社会の活性化につながる事業を展開する。また、平成 25 年度開催の国民体育大会に向けて、実行委員会を中心に準備を進めていく。さらに、これをきっかけとして、より多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむための機運の醸成と環境づくり、体育施設のより使いやすい運用に引き続き努める。

なお、スポーツ施設の利用料については、施設の維持管理費や近隣市の水準、民間の類似施設の利用料金などと比較考量し、見直しを図る。

平和と人権の尊重

引き続き、「人間を大切にすまち」を目指し、人権が最大限に擁護され、差別や偏見のない、平和で自由な社会の実現に努力する。

上記の考え方にに基づき、憲法に関して理解を深めることや平和教育の実践を支援することなどにより、市民一人ひとりの人権意識を高めていく取組の充実を図る。また、他の自治体とも連携しながら、世界平和を希求する。

男女平等と男女共同参画社会の実現

現行の第 4 次男女平等推進計画については平成 22 年度に中間評価を行っている。今後、中間評価の結果を踏まえて、新たな課題に対して取り組んでいくとともに、この取組を推進することで、あらゆる分野で男女共同参画が確保されることを目指す。

防犯対策の推進

防犯対策については、一義的には警察が主体となっていく分野であるが、市からの情報提供の充実や防犯協会との連携、元氣高齢者への協力要請など市民と行政が

一体となって地域の防犯力の向上に引き続き努める。

後世に引き継ぐまちなみ

大学通りを一例とした先人から引き継いだ優れた景観に対する市民の愛着は高く、美しいまちなみを守り、後世に引き継ぐことが私たちの責務となっている。このため、絶対高さ高度地区の導入に向けて方向性を定め、市民理解と合意形成を図っていく。また、景観条例の施行に向けて、新たに景観計画案等を策定し、景観行政団体への移行を進める。

情報の公開と個人情報保護

市民参加と積極的な情報公開は、市政全般にわたる共通の基本姿勢として今後も重視していく。このため、計画段階から説明責任を果たすための情報公開を一層推進する。なお、広報については、協働へのステップとして「情報提供」から「情報共有」への展開を図り、さらに「情報交流」に進展させるための方策を検討する。

議会運営の支援

市議会の運営が円滑になされるよう努力するとともに、より開かれた議会を実現するため、情報提供の充実を更に進める。

その他個別事業

各事務事業について、事務の効率性などを再点検し、成果を維持しつつコストを削減する方策を検討する。